

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原 告

被 告 国（処分行政庁 外務大臣）

## 原告第11準備書面

2022年10月18日

東京地方裁判所 民事第2部 D b 係 御中

原告訴訟代理人弁護士	鈴木雅子	
同	土田元哉	
同	岩井信井	
同	韓泰英	

本準備書面においては、被告準備書面（6）に対し、必要と考えられる限度で反論する。

## 目次

第 1　自由権規約違反に関する主張について（「第 1　原告第 5 準備書面に対する反論」について）	2
第 2　「原告第 6 準備書面に対する反論」について	5
第 3　平成元年旅券法改正に関する主張について（「第 3　原告第 7 準備書面に対する反論」について）	7
第 4　原告に対する入国禁止措置の通知と旅券法 13 条 1 項 1 号の要件該当性について（「第 4　原告第 8 準備書面に対する反論　1」について）	10
第 5　本件において限定旅券すら発給しないことが裁量権の逸脱にあたり憲法、自由権規約及び旅券法に違反すること（「第 4　原告第 8 準備書面に対する反論　2」について）	10
第 6　補遺	17

### 第 1　自由権規約違反に関する主張について（「第 1　原告第 5 準備書面に対する反論」について）

被告は、「自由権規約 12 条が規定する移動の事由は、我が国の最高法規である憲法が保障する基本的人権の一つでもあり、同規約の規定の趣旨は、我が国の国内法、すなわち憲法及び旅券法、更には我が国における行政処分の一般原則に含まれており、本件処分が我が国の国内法に反しないにも関わらず、自由権規約に反するという事態は想定できず、自由権規約を援用した原告の主張自体失当」（4 頁）と主張する。

まず、被告の主張は、自由権規約も国内法的効力を有しており（原告第2準備書面3頁。被告も自由権規約が国内法的効力を有することは認めている。被告準備書面（3）7頁）、国内法秩序の中で法律に優位するものであるにもかかわらず（憲法第98条2項参照）、まるで国内法秩序の外側にあるかのように位置付けている点で、明らかに誤りである。

また、自由権規約が採択・批准されたのは、憲法及び旅券法の制定後（1966年採択、1979年批准）であり、自由権契約第12条2項が定める「すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる。」との明確な規範は、憲法及び旅券法に存在しないものである。それにもかかわらず、なぜ、同規約の採択以前に制定された憲法や旅券法に同規約12条に記載された内容が漏れなく含まれるのか、被告はその理由を述べていない。念のため述べるに、被告は、「同規約の規定の趣旨」が憲法、旅券法、行政処分の一般原則に含まれるとするが、同規約12条が国内法的効力を有する以上、同規約12条に反するか否かが判断されるべきであって、「趣旨」に反するか否かが問題ではない。

原告が、これらの被告の主張につき、複数回にわたり被告の誤りを指摘しているにもかかわらず（原告第4準備書面31頁以降、同第5準備書面1頁以降）、被告がこれらの主張に全く応答せず、当初の主張をただ繰り返していることは、被告において実質的な反論が不可能であることを示すものである。被告の条約の無視は甚だしく、国際信義や確立された国際法秩序を無視していることにはかならない。

実際にも、被告は、海外渡航の自由は憲法22条2項で保障されているとしつつ、旅券法13条1項1号に該当する者に対する旅券発給拒否処分は、一般旅券の発給を認めなければならない特段の事情があ

る場合に限って違法と評価されると主張する（被告準備書面（1）34頁等）。しかしながら、このように旅券発給を拒否できる場合を広く解し、その直接の結果として海外渡航を不可能にすることが許されるとの解釈は、原告第2準備書面や第5準備書面などで詳細に述べ、また、阿部浩己教授が詳細に説明するとおり（甲39）、日本が締結した自由権規約の有権的解釈である自由権規約委員会の解釈にも反するものである。また、被告は、自由権規約12条自体の解釈として被告の解釈が正当である根拠も何ら示していない。

さらに、被告は、欧州人権裁判所の裁判例につき「法的意義を有するものではない」、「旅券法13条1項1号の規定及び本件処分が自由権規約12条に違反することの根拠とはなり得ない」とも主張するが、かかる主張が誤りであることは、原告第5準備書面6～7頁でも詳細に主張したとおりであり、被告の主張は日本の裁判例にも反している。

法的拘束力が及びうると裁判所が示した見解について、日本が法的拘束力はないとして全く無視してよいということにならないことも自明である。

このような日本が「締結した条約」を「誠実に解釈」せず（このことは、自由権規約に加え、同じく日本が締約国であるところの条約法に関するウィーン条約31条1項「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」との規定にも反する）、その判決が日本に対して拘束力を有し得る国際司法裁判所における判断を無視して差し支えないかのような主張こそ、被告が重視していると繰り返し主張する国際法秩序に反するものである。被告の主張は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守すること」を求める憲法に違反する（憲法第98条2項）。

## 第2 「原告第6準備書面に対する反論」について

被告は、「旅券法13条1項は、同項各号のいずれかに該当する場合について、…外務大臣等をして発給処分をさせるように羈束したり、発給拒否処分を制約する規定ぶりともなっていない」などと主張するが（被告準備書面（6）7頁）、旅券法13条1項は一般旅券の発給を「しないことができる」と定めるのみであって、「解釈適用の結果が常に合憲であることまでは意味せず、その解釈適用の際に海外渡航の自由を踏まえるべきことは当然である」（甲40・6頁）。例外的に定められた一般旅券の発給拒否事由を具体的に適用する場面において、更に限定解釈すべきであることは、憲法及び自由権規約の要請であり、これを「理由がない」と断じる被告の主張は、憲法及び自由権規約の要請を無視するものである。

また、国際社会一般の国際信義は想定されていないとの主張に対する被告の反論（被告準備書面（6）8頁）についても、異意見書（甲40）における「1項全体が『国際信義』の確保を目的としているという理解は成り立たない」（同8頁以下）、「立法過程において、旅券法13条1項1号を被告の言う『国際信義』の確保のための規定とする理解は、そもそも確立したものではなかった」、「そこで想定されていた『国際信義』とは、あくまで入国拒否をした国からの日本国に対する信頼を意味するに留まる」（同11頁）、「国際社会における日本国に対する信頼を確保するためには、他国のとる立法政策との平仄を考慮することも必要になる」（同11頁以下）との指摘に答えるものではない。

さらに、被告は「同項1号の…要件は明確であり、…『著しく、か

つ、直接に』などという要件を加重する必要は全くない」とも主張するが（被告準備書面（6）10頁）、被告が引用する政府委員答弁を見ても、「著しく、かつ、直接に」との文言は、単に基準を明確にするためだけのものではなく、「なるべく基本的人権の尊重に欠けることのないように」するためのものであり、「拒否する理由とそのおそれがある行為との間に直接関係がある場合、…非常に直接のつながりがある。そういう場合にだけ拒否できる、そういう意味の基準を厳格に書いた」ものである（乙39・1ページ）。被告は、原告の主張を「立法過程の議論とも整合しない」と主張するが、「基本的人権の尊重」という立法過程の議論からすれば、むしろ原告の主張の方が立法過程の議論と整合するものである。

結局のところ、被告は、憲法及び自由権規約に適合的な解釈をあえて無視し、単に「旅券法13条1項1号は、国際信義を重んじる趣旨、すなわち、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、国益の維持等を立法目的とする規定」、「国際的な法秩序の維持及び国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持、国益の維持等を図るという目的」という抽象的な言い回しを繰り返しているにすぎない。

被告は、原告がトルコから入国を拒否されたことがいかなる意味を持ち、全世界との関係でいかなる弊害をもたらし、いかなる理由で原告から全面的に海外渡航の自由を奪うのかについて、具体的に論じることを避けており、「被告は入国禁止措置を取った国（トルコ）に対する出国を禁ずることの正当性についてすら積極的な論証を行っておらず、入国禁止措置を取った国（トルコ）以外の国または地位に対する出国を禁ずることの正当性については、なおさら論証に欠けている。」との指摘（甲40・翼意見書20～21頁）が妥当する。

### 第3 平成元年旅券法改正に関する主張について（「第3 原告第7準備書面に対する反論」について）

#### 1 原告の主張

第7準備書面で述べたとおり、平成元年旅券法改正については、一国で入国を拒否されたことを発給制限事由と定める旅券法13条1項1号に関して、全世界への渡航を事前かつ全面的に不可能とするような法改正がなされたのかが問われている。

平成元年改正前は、旅券法13条1項1号に該当する者であっても、現実に入国禁止措置を受けた「その国」（同項1号）以外の国への渡航は権利として保障されており、外務大臣等が「その国」以外の国を渡航先とする一般旅券の発給を拒否することはできなかった。このような「その国」以外の国へ渡航する自由が、日本国憲法や自由権規約により明示的に保障された重要な権利であることは言うまでもない。

しかし、平成元年法改正においては、このような重要な権利を剥奪することについて「審議がなされたことはない」のであるから（被告準備書面(1)23頁、被告準備書面(4)15頁参照）、「諸外国における出入国手続の際のトラブル」や「発給された旅券の約9割が数次往復用旅券」といった「手続の簡素化、事務の整理、合理化」（乙36・2頁）という理由だけによって、海外渡航の自由という重大な憲法上の権利を奪う改正が行われたと見る余地はない。

むしろ平成元年改正後の条文構造や、改正法に関する政府答弁や政府関係者による説明（原告第7準備書面6頁以下。甲41、乙15・21～22頁等参照。）、法令の解釈が憲法及び自由権規約等の国際人権法に適合的な形で解釈するのが原則であることに鑑みると（甲4

0・異意見書5～7頁)、平成元年改正が、「その国」の入国禁止措置のみを理由として「その国」以外の194か国への渡航を含めて海外渡航の自由を事前かつ全面的に不可能とさせる法改正であると解釈することはできない。

## 2 被告の主張

これに対し、被告は、準備書面(6)において、①一次往復用旅券の廃止が合理的であり、制限事由のない者に確実に制限のない数次往復用旅券が発給されることになったことに伴う「旅券実務の実態に即した公平かつ合理的なもの」である、②A国における入国拒否事由がある者が全面的に渡航を禁止されることは、「国際的な犯罪の防止及び国際法秩序の維持という観点からより一層重要性を帯びる」、③個別具体的な検討の結果限定旅券の発給もありえ、また、将来的な発給もありうるから、一旦該当者とされてしまうと以後一切一般旅券が不発給とされるものでもないから、かかる新たな人権の制限は違法でないと主張する。

しかしながら、①については、被告が主張し、かつ、平成元年改正において国会で審議されたのは、「一次往復用旅券の廃止」の合理性であって、「A国以外の国へ渡航する自由の剥奪」についての合理性ではないから、A国以外の国へ渡航する自由を剥奪することを正当化する理由にはならない。加えて述べれば、被告は旅券法逐条解説を引用して、「海外渡航の自由といえども無制限のまま許されるものではなく、他の権利または自由と同様、公共の福祉のためにやむを得ず一定の合理的な制限を受けることは、当然憲法の認めるものである。したがつて、国際的な法秩序の維持、我が国の刑事司法作用の保護、渡航者の保護、国益又は公安の維持等を図るために、・・・旅券発給事由等を定

めることも、憲法の許容するところ」と主張していたものである（被告準備書面（1）20頁以下）。しかるに、上記①の被告の主張は、合理性を述べるのみであって、「公共の福祉のためにやむを得」ないものであることをそもそも主張していない。

また、②につき、被告は「より一層重要性を帯びる」と主張するが、旅券法13条1項1号該当に基づく事前かつ全面的な渡航禁止は、平成元年旅券法改正によって初めて生じたものである。「より一層」かどうかは措いても、ある国における入国禁止対象者であることが全世界の渡航を禁止することについて平成元年改正法以前においても真に重要であったのであれば、それ以前にそのことが旅券発給拒否事由でなかったことの説明がつかないし、平成元年改正においてとりわけ重要視され、全世界の渡航を禁止する法改正が行われたのであれば、同改正に係る審議において議論がされるはずであるが、それもない。国会審議もなく、平成元年旅券法を境に、突然「重要」となって新たな人権制限を課すことは到底正当化できない。そもそも、ある国における入国禁止対象者であることは、ある国の恣意的・政治的な判断に依拠しているから、そうした決定に基づき全面的な渡航禁止を導くことは正当化されない（入国禁止措置の理由は様々であることは、原告第4準備書面26頁以下。）。

さらに、③についていえば、「一旦該当者とされてしまうと、例外としての「一般旅券を発給すべき特段の事情」が認められない限り、旅券発給拒否が原則となる」旨の被告国の主張する原則例外関係が、憲法及び自由権規約に違反し、違憲ないし違法であるかが本件の争点の一つであるが、「一旦該当者とされてしまうと以後一切一般旅券が不発給とされるものでもない」という主張は、そもそも本件の争点に關係ない。

### 3 小括

このように、被告が、およそ説得的でない理由しか述べられないことが、旅券法13条1項1号が「過度に広範な規制」として法令違憲であることをより一層明らかにしている。

### 第4 原告に対する入国禁止措置の通知と旅券法13条1項1号の要件 該当性について（「第4 原告第8準備書面に対する反論 1」について）

被告は、「旅券法13条1項1号該当性が認められるためには、客観的に入国禁止措置が採られていれば足り、入国禁止措置を受けたことを同号該当者が了知している必要はない」旨主張しており、了知の事実が存在しない可能性があることを事実上認めている。

しかしながら、被告は、従前、原告に入国禁止措置が課されていることは、「報告書（乙12）によって既に明らかにされており、同報告書は、トルコ当局が作成した原告に対する「国外退去決定通知書」及び行政監視決定通知書」（乙11の1ないし4）により裏付けられて」と主張していた（被告準備書面（2）41頁）。

仮に原告が了知していないとすれば、**被告が入国禁止措置の存在の根拠としていたトルコ政府の上記決定書は、原告が了知した旨記載されている点において虚偽の内容を含むものとなるため到底信用しえないことになり、被告が従前入国禁止措置の存在の根拠としていた基礎が失われることになる。**

### 第5 本件において限定旅券すら発給しないことが裁量権の逸脱にあた

り憲法、自由権規約及び旅券法に違反すること（「第4　原告第8準備書面に対する反論　2」について）

1 「法令遵守意思の欠如」について

（1）はじめに

被告は、①「取材目的であることをもって違法な手段が正当化されるものではない」として、「原告には出入国管理に関する法令を遵守する意思が欠如していることが顕著にうかがわれる」こと、②「一般旅券の発給申請において二度にわたり申請書の虚偽記載を行っていること」をもって、「法令遵守の意思が原告に欠如していることは明らかで、本件処分における裁量判断が適正なものであることは明らかである」（19頁）とするので、以下、反論する。

（2）①について

取材の自由が問題となつたいわゆる外務省秘密漏洩事件においては、被告も引用するとおり、「法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」との判断が示されている（被告準備書面（2）51頁）。

そこで、「法秩序全体の精神」から検討すると、当時のシリアの状況は、人道上許容され得ないもので、「国際法秩序」そのものを否定するものであるとして、日本を含む国際社会からきわめて厳しい文言により強く非難されていた。日本も参加した国連総会決議は次の通り、決議している。

「文民に対する重火器、空爆、クラスター弾、戦略ミサイルおよび他の戦力の使用、学校、病院および礼拝場所に対する攻撃、大量

虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺害、抗議する人、人権擁護者およびジャーナリストの殺害や迫害、恣意的な勾留、強制失踪、女性の権利の侵害、医療へのアクセスの違法な干渉、医療関係者への尊敬と保護がないこと、拷問、勾留中のレイプを含む、組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力、並びに虐待に関するものを含む、シリア当局および政府と協力関係にあるシャビア民兵による継続した広範なまた組織的な人権と基本的自由の甚だしい侵害並びに国際人道法のあらゆる違反もまた強く非難し、そして武装過激集団によるあらゆる人権侵害および国際人道法違反並びに武装反政府集団による人権侵害または国際人道法違反を更に強く非難する。」（甲 5 3・第 2 項【国連総会決議「シリア・アラブ共和国における人権状況】）

このような「国際法秩序」そのものを否定する状況がシリア国内で生じていることは、原告をはじめとするジャーナリストなどが、危険を冒してシリア国内で取材をして事実を伝えることで初めて国際社会は知ることができるものである。しかるに、原告第 10 準備書面で述べたとおり、当時、正規の出入国手続きによつては、シリア政府が支配下に置く地域以外の取材を行うことは不可能であった（5 頁）。つまり、国際法秩序の維持に不可欠な取材目的を達することと、人道上許容され得ず「国際法秩序」そのものを否定するシリアの状況下で同国の出入国管理法令遵守の双方を満たすことは不可能であった。

そのため、シリア取材を行うためには、シリア及びその隣国において「不法出入国」を行うことが避けられないこと、また、取材の過程において、死亡や身柄拘束などの危険を完全には避けられないことは、成熟した民主主義国においては、いわば常識となっていた。

例えば、ニュースウィークは、「アサド政権が外国メディアの取材を制限しているため、多くの外国人ジャーナリストはシリアへ「不法入国」している。そのため、メディアとして保護を受けられるような手続きや安全措置もとっていない。」として、「何の自衛手段ももたずにアサド政権の虐殺現場を取材するジャーナリストたちが格好の標的に」なっているとしている（甲26）。また、CNNは、イギリス人ジャーナリストであるメリー・コルヴィンがシリアで死亡した際のレポートの中で、同人のような「ジャーナリストや活動家がシリアに忍び込んで（潜入して）、バシャール・アル・アサド大統領の権威に粘り強く挑戦する抗議デモや衝突を報道しようとしています。」とし、報道の手段として「密入国」がなされていることを否定的なニュアンスなしに伝えている（甲27）。2020年のノーベル平和賞の受賞者候補となった国際的NPOである「ジャーナリスト保護委員会」は、シリアにおける報道の実情として、内側から反乱軍を取材するためには、政権がビザを許可していないため、こっそりと潜入しなければならなかつたとし（甲29）、NPRニュースも、シリア政権はジャーナリストのビザをほとんど出していなかったため、ほとんどの場合、多くのジャーナリストが、危険な状況を取材するために密輸ルートを使うというリスクを冒して不法に国境を超えるという危うい決断をしてきたとしている（甲30）。

また、これらの記事でも紹介されているとおり、ピュリツァー賞を2度受賞したニューヨーク・タイムズ紙記者のアンソニー・シャディドは、シリアを「不法出国」し、トルコに「不法入国」する過程で、国境近くで喘息の発作を起こし、適切な医療を受けることができる場所ではなかつたために死亡し（甲26、27）、その業績が高く評価されて映画化されたなどしたメリー・コルヴィンは、絶え間ない砲撃が

あると自身が報道していた最中に市内で殺された（甲28）。また、スペイン人フォトジャーナリストリカルド・ガルシア・ビラノワ氏は、2013年9月にシリア国内でISISに拘束され、2014年3月に解放されたが、その後、その海外渡航が制限されることなく、2018年4月に何らの制限のない新たな旅券の発給を受けている（甲49乃至51）。

こうした報道や事例からも明らかなどおり、成熟した民主主義国においては、国際法や国際秩序に反するような事態が生じている場合、真実を世界に知らせるという目的のために避けられない「不法出入国」をしたことや、危険を冒して真実を伝えようとした結果として死亡や身柄拘束の事態に至ったことは、批判されるべきこととされていない。このことは国際法秩序を含めて「法秩序全体の精神」から考えても当然であると言える。

しかるに、被告は、旅券発給拒否の正当化理由として、「国際法秩序」が重要であると繰り返し述べる一方、内戦下にあって法の支配が貫徹されない状況である上、「国際法秩序」を現実に否定し、脅かしていたシリアの国内法令の遵守だけを殊更に重視し、また、原告らジャーナリストの取材があつて初めてシリアにおける国際法違反の状況が明らかになることをも無視するものである。被告の主張は相互に矛盾し、破綻しており、また、このような態度は、被告が重視するはずであるところの「国際社会一般における国際信義」を確保するどころか、これを損ねるものである。

### （3）②について

被告は、原告が「二度にわたり申請書の虚偽記載を行っている」と主張するが、このうち、平成22年の過去の旅券発給を受けたことが

あるかの回答が正確でなかつたことについては、旅券発給拒否事由と直接関係するものではないから、旅券発給拒否の判断にあたっておよそ重視しうる事項ではない。また、平成26年の申請におけるトルコの2年間の入国禁止措置については、被告の今回の主張は、原告が「当時、少なくとも、入国禁止措置がされることを予測していたのは明らか」として、原告が入国禁止措置を認識していなかつたことを事実上認めるに至つており（18頁）、原告の申請書には虚偽記載がない。

#### （4）小括

以上のとおり、「法令遵守意思の欠如」として被告が主張するところは、いずれも、旅券発給拒否を本件において正当化する事由にはなりえないことが明らかである。

### 2 被告のその他の主張について

被告は、原告の渡航事情説明書の記載では「渡航の必要性等について適確に判断することが困難であ」り、また、本件申請において、当初は過去の入国拒否歴等に関して虚偽の申告をしようとしていたことや、過去に密入国を繰り返してトルコ当局や武装勢力から身柄を拘束されるといった原告の渡航先での行動等を併せ考慮すれば、人道的配慮が要請されるとも言えない。」と主張する。

しかしながら、例外としての「一般旅券を発給すべき特段の事情」が認められない限り、旅券発給拒否が原則となるとする被告の一般旅券発給に関する解釈が誤りであることはこれまでにも繰り返し述べてきたとおりである。

すなわち、旅券法5条の規定は、海外渡航の自由の権利としての重要性を踏まえて、原則としての発行、例外としての制限（発給拒否は

あくまでも制限の一態様である) という構造を自覺的に仕組んだものであり (乙 15・21~22 頁。甲 41。)、いかなる場合に、いかなる範囲で旅券の発給を制限できるかについては、海外渡航の自由の重要性を踏まえて限定的に解釈すべきである (甲 40 : 異意見書 5~7 頁。被告第 7 準備書面。)。

また、被告は、原告が平成 24 年にトルコ当局から身柄拘束されたとし、このことも旅券発給拒否を基礎づける事情と考えているようであるが (16 頁)、原告がトルコ当局から身柄拘束をされたことはなく、この点は事実誤認である。このとき、原告は自ら当局に赴いたものであり、身柄拘束された事実もない。

さらに、危険を冒して真実を伝えようとした結果として死亡や身柄拘束の事態に至ったことは、成熟した民主主義国において批判されるべきこととされていないことは前述のとおりであり、また、武装勢力による拘束が違法であることは争いがない。これらからすれば、原告が戦地での取材過程において武装勢力による違法な拘束の被害者になったこと自体は裁量権行使の適法性に直ちに結びつくものではない。また、被告は、「原告が武装勢力に身柄を拘束されたということは、原告の安全対策が十分なものではなかったということを示しており」とし、このことも裁量権行使の適法性に資する事情であると主張するようであるが、戦地取材においては一定の危険は避けられないものであり、身柄拘束された事実のみをもって直ちに原告の安全対策が十分なものでなかったとするのは端的に誤りであり、その評価は著しく妥当性を欠くものである。

### 3 小括

以上のとおり、本件において限定旅券すら発給しないことが裁量権

の行使として適法であるとする被告の主張のうち、原告の法令遵守意思に関する主張は破綻しており、また、その他の主張も、裁量権行使にあたって、事実を誤認し、考慮すべき事項を考慮せず、また、事実の評価が著しく妥当性を欠くものであって、被告の主張により、本件処分が裁量権の逸脱にあたることはより一層明らかである。

## 第6 補遺

原告は、第10準備書面において、原告が従事してきた取材、報道活動とその意義について論じた。そのことは、被告が、原告の旅券発給の判断にあたり、①フリージャーナリストとしての原告の経歴、同人のシリア入国（被告が主張する「密入国」）の目的や入国に至る経緯、取材の自由の行使により、シリア内戦の実情という公益性の高い事項が人々に広く伝達されたこと等、考慮すべき事項を不当に考慮せずあるいは軽視したこと、及び、②原告の将来における取材の自由が過度に制約されることを不当に考慮せずあるいは軽視したこと、の2点にかかわるものである。

すなわち、①は、仮に入国禁止措置が存在したとしても、それに至る経緯や動機、特に原告がジャーナリストとして取材をしていたことは入国禁止措置の経緯・内容（被告が繰り返し主張する「密入国」）を理解する上で核心的な事情である。そうすると、同措置に基づき旅券発給制限を検討する際にも考慮すべき事項であるから、指摘したものである。

また、②について補足して述べると、本件申請時点において原告において具体化していた渡航目的は、家族旅行であって、海外での取材活動を企図していたわけではない。

しかし、現行旅券法上、一般旅券の有効期限が10年間とされており、同期間に内に、当初の申請目的とは異なる渡航が実施されることも当然に想定されている。原告においても、一般旅券の発給を受けて家族旅行を実施した後の時期に、取材目的に基づく渡航が具体化した場合には、その旅券を使用することが当然想定される。それにもかかわらず、本件では、ジャーナリストである原告の将来における海外渡航を伴う取材活動の自由（憲法21条1項）に対する制約の内容、程度、影響について考慮した形跡が存在しない。また、これまでの被告の主張からすれば、仮に考慮したとしても、原告が再び海外において取材活動を行うことは、むしろ「国際信義」「国際法秩序」とのきわめて抽象的な説明の下で消極要素としてしか考慮されないことになる。原告がジャーナリストとして実績をあげており、入国禁止措置も同人のジャーナリストの活動に伴うものであることからすると、一般旅券の発給制限（不発給の場合には、全面的かつ事前に海外取材を不可能にさせる）が、ジャーナリストしての今後の活動を必然的に阻害する効果を有することも十分に考慮すべきことは当然である。

原告は、本件不発給処分が、かかる観点からも、考慮すべき事項を考慮せず、また事実の評価が著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱・濫用にあたる旨主張するものであり、このことは本件申請時点において具体化していた渡航目的により異なるものではない。

以上